

● 暮らしの情報

地域包括支援センターだより
～喜連地域包括支援センター～

～認知症サポーター養成講座を受講してみませんか？～

平野区内の地域包括支援センターは平野区社会福祉協議会と平野区キャラバンメイト連絡会と協力して、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を増やしていく活動にも力を入れています。昨年度、喜連地域包括支援センターでは町会や民生委員など地域でお暮らしの方だけでなく、介護事業所のスタッフや、高校生に対しても講座を行いました。今年度も老若男女問わず、より多くの方に受講していただきたいと思っています。

10名程度お集まりいただければ、ご自宅や地域の会館等へ訪問しての講座開催も可能ですのでお気軽に地域包括支援センターにご相談ください。

問合せ 喜連地域包括支援センター
☎6797-0555

<あなたの地域の相談窓口>
平野区地域包括支援センター ☎6795-1666
加美地域包括支援センター ☎4303-7703
長吉地域包括支援センター ☎6769-0036
瓜破地域包括支援センター ☎4392-7436



大阪市国保加入者のみなさまへ
平成27年度保健事業のお知らせです

健診名	年齢	健診料
特定健診	40歳以上の方 (年度内に40歳になる方含む)	無料
1日 人間ドック	30歳以上の方	30～39 歳 1万5千円 40～74 歳 1万1千円 ※昭和45年生まれの方無料

特定健診の対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。75歳になられる方の「受診券」の有効期限はお誕生日の前日までとなり、75歳以上の方は後期高齢者医療健康診査を受診できます。

※40歳以上の方が1日人間ドックを受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。そのほか、18歳以上の方を対象に「健康づくり支援事業」、「ヘルスアップ国保倶楽部」を実施しています。詳しくは「受診券」に同封しています「保健事業のしおり」(各区役所の窓口でも配布)、または大阪市ホームページをご覧ください。

国民健康保険の届出をお忘れなく

就職などで、国民健康保険を脱退されるときや、退職などで、国民健康保険へ加入されるときは、事実の発生したときから14日以内に届出が必要です。国民健康保険では、自動的に加入や脱退の手続きがされることはありませんので、就職や退職をされた場合などには必ず届出をしてください。なお、加入の届出が遅れた場合は、加入しなければならぬ事実が発生したときまで最長2年間さかのぼって保険料を納めていただきますが、やむを得ない理由がない限り、さかのぼって給付を受けることはできません。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑰番窓口 ☎4302-9956

浴衣の着付け

日時 6月27日、7月4日(土) 13:30～15:30
場所 平野区民ホール
内容 浴衣の着付け
対象・定員 女性の方10名(先着順)
持ち物 浴衣・半幅帯・着物用下着・伊達締め(1本)・紐(4本程度)・タオル(1本)
料金 1,000円
申込み 5月2日(土)受付開始 料金を添えて来館
問合せ 平野区民ホール(平野南1-2-7) ☎6790-4000

介護保険の利用者負担割合等について

平成27年度の介護保険制度の改正により、
平成27年8月1日(土)から次の通り変更されます。

1. 利用者負担割合の見直し
65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得がある方については、住宅改修や福祉用具の購入をはじめ介護サービスを受けた時の利用者負担割合が1割から2割に変更されます。
2. 高額介護(介護予防)サービス費の見直し
同一世帯内に65歳以上の被保険者で現役並み所得者がいる世帯における介護保険高額介護サービス費の上限額が37,200円から44,400円に変更されます。
3. 特定入所者介護(介護予防)サービス費(負担限度額認定)の見直し
施設入所や短期入所における居住費・食費の補助において、世帯を同じくしていない配偶者が住民税課税者である場合は、支給対象外となります。また、資産要件が追加されましたので、申請には、預貯金等の申告が必要となります。

介護保険料の減免について

大阪市では、65歳以上の方(第1号被保険者)に、災害や失業などの減免のほか、生活に困窮している方の介護保険料の減免を行っています。詳しくはお問い合わせください。

※現在、更新の手続きが必要な方には案内を順次お送りしています。

<対象となる方> 次の①～⑤のすべてに該当される方

- ① 世帯全員が市町村民税非課税
- ② 他世帯の扶養を受けていない
- ③ 活用できる資産を持っていない
- ④ 介護保険料を滞納していない
- ⑤ 世帯の年収が次の額以下である

1人世帯	2人世帯	3人世帯	(以降、世帯員1人増えるごとに48万円を加算)
150万円	198万円	246万円	

※年収については介護保険料及び介護サービスの利用者負担を控除できる場合があります。

問合せ 保健福祉課(介護保険)⑳番窓口 ☎4302-9859

区民協働企画講座『河内音頭を楽しく踊りましょう』 無 料

日時 6月20日(土) 10:30～12:30
場所 コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58)
講師 駒崎賢一 氏
定員 150名(申込み多数の場合抽選)
締切日 6月3日(水)必着
※本講座は保険加入の必要があり、申込み人数に関わらず締切後の受付不可
申込み ハガキまたはFax・Eメールに講座名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・当講座を知ったきっかけを記入し、〒547-8580 まちづくり推進室(まちづくり協働)まで送付、または電話・来庁

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)㉑番窓口
☎4302-9905 FAX 4302-9880
✉:hiranomanabi@city.osaka.lg.jp

民生委員・児童委員の活動に理解を!

統一標語:「広げよう地域に根ざした思いやり」

5月12日(火)は民生委員・児童委員の日です。また、5月12日(火)から18日(月)までを活動強化週間としさまざまな取組みが全国で進められています。平野区では、民生委員の活動を知ってもらうために、より多くの方々に啓発活動を行います。民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱された地域住民のボランティアです。

また、こどもに関する支援活動を専門に担当する主任児童委員もいます。現在、平野区では223人の民生委員・児童委員と37人の主任児童委員が活動しています。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)㉓番窓口 ☎4302-9941